

山梨県埋蔵文化財評価委員に関する要項

第1条 文化財保護法第105条第1項の規定により、報奨金支給する時、及び条例第30条の規定により時価より低い対価の算定する時は、埋蔵文化財評価委員（以下「評価委員」という。）の意見を聞くものとする。

第2条 評価委員は、独立して前条の埋蔵文化財の価格について評価する。
2 前項の評価は文章により、知事に提出するものとする。

第3条 評価委員は、学識経験者であって、評価すべき物件について、直接利害関係のないものの中から、物件に応じて3人以上5人以内を必要のつど知事が委嘱する。

第4条 評価委員に関する事務は観光文化部文化振興・文化財課において処理する。

附則 この要項は、平成12年4月1日から施行する。

附則 この要項は、平成17年4月1日から施行する。

附則 この要項は、令和2年4月1日から施行する。